



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 リンナイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤弘康
(コード番号 5947 東証・名証 第1部)

問い合わせ先 取締役執行役員 小杉将夫
管理本部長
(TEL. 052-361-8211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。(変更案附則第 1 条及び第 2 条)

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (予定)

【別紙】

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行	変 更 後
<p>第 1 条～第 6 条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第 10 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第 9 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行	変 更 後
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第 13 条 当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 14 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 12 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以上